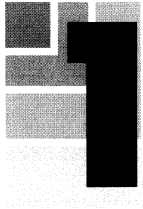


公共交通機関の施設

4

●基本的考え方

公共交通機関は、人が目的とする施設に安全かつ円滑に到達するための重要な施設である。そのため、すべての人が安全に移動できるよう駅舎等の整備が必要である。



出入口

指定施設整備基準

- (1) 出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。
 - ア 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。
 - イ 段を設けないこと。ただし、段を4の項に定める構造に準じたものとし、5の項に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。
 - ウ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。
 - エ 戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
 - オ 出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。
- (2) (1)に定める構造の出入口以外の出入口に段が生じる場合は、4の項に定める構造に準じたものとする。

整備基準解説

○ 基本的考え方

公共交通機関の施設の出入口とは、道路境界から駅舎等へ接続する通路及び駅舎等の出入口をいう。駅舎等への経路とそれに接する道路との境界はつまずきやすべりを誘発しやすいので、連続性を考慮し安全性を高める。

また、すべての人が、道路境界部とのすりつけや駅前広場などから、駅舎等に支障なく出入りできる構造とする。

(1) 出入口の構造

ア 幅員

180センチメートルは車いす使用者同士がすれ違うことができる寸法である。

イ 段

水処理の関係から多少の段差が生じる場合についても、すりつけを行う等障害者、高齢者等の通行の支障とならないよう配慮する。

ウ 路面

(ア) 表面は乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくい仕上げ材を選択する。

(イ) 砂利敷きや石畳は車いすでは動けないので好ましくない。レンガやインターロッキング、磁器タイル等では、目地部にも段差が生じないように施工する。

エ 戸の構造

(ア) 障害者、高齢者等にとって戸の開閉動作の円滑さでは、引き戸が開き戸よりも望ましく、一般的には自動引き戸がもっとも望ましい。

(イ) 自動引き戸は、戸の開閉速度や感知範囲を、障害者、高齢者等が使いやすいように設定する。

(ウ) 手動引き戸を設ける場合は、軽く開閉出来るものとする。把手の形状は、円形のものでは操作が困難な人もいるので避け、レバー式又は棒状のものとする。

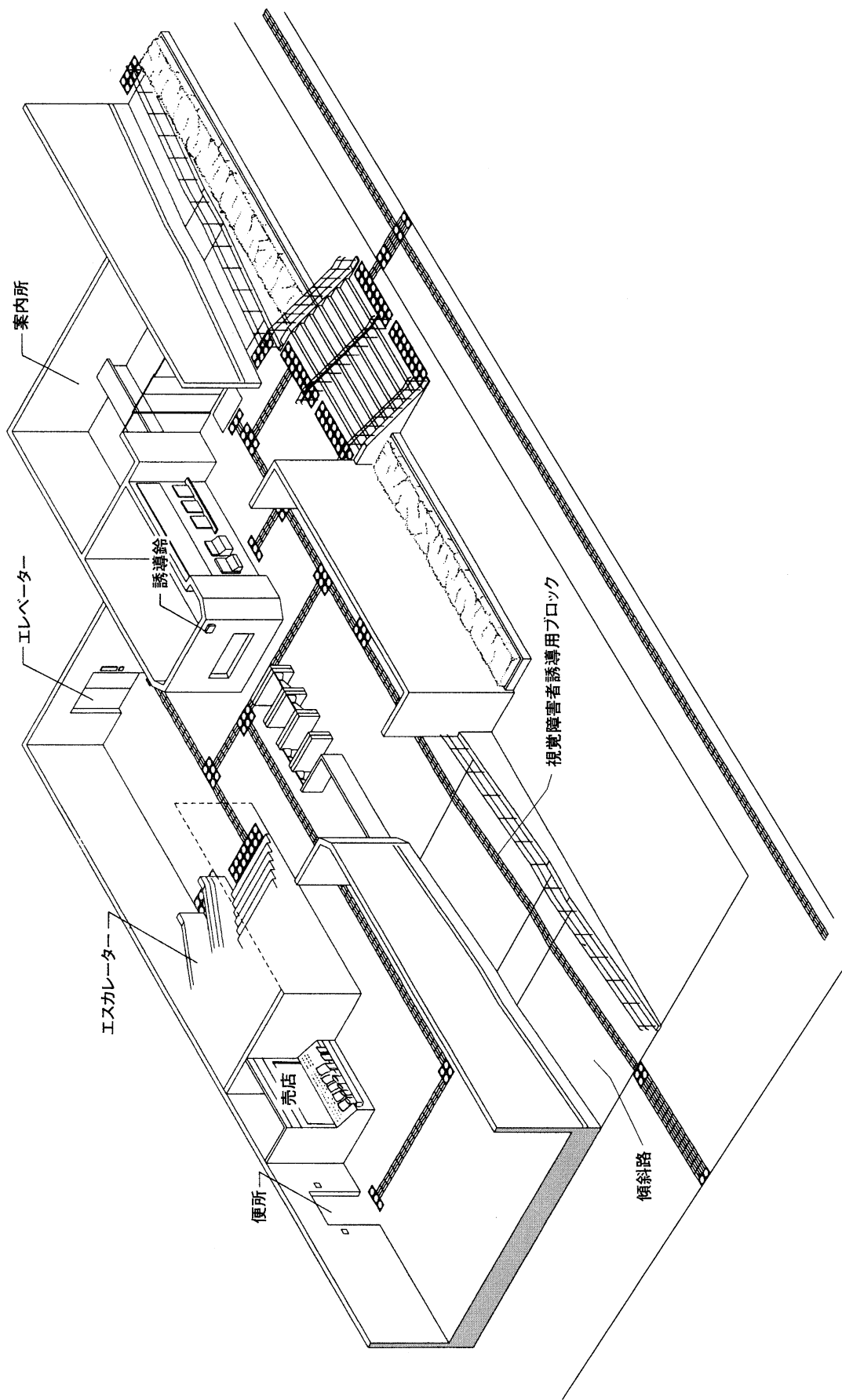
オ 溝ふたの構造

格子型の場合にはピッチ1.25センチメートル程度、又は1.5センチメートル×10センチメートル程度とし、円形の場合には直径2センチメートル程度以下とする。

図面番号

→[図1-A]参照

図1-A 駅出入口まわりの整備例



-
- (2) (1)以外の段
4の「階段」の項を参照。

望ましい水準

(1) 出入口の構造

イ 段

高低差の生じる場所については、その前後を色の対比等により変化をつける。

エ 戸の構造

(ア) 戸は自動的に開閉する構造とする。また防災上の観点から手動扉を併設する。

(イ) ガラス戸の場合は床上35センチメートルまでを車いすあたりとする。

(ウ) 戸が透明な場合は、衝突を防止するため、横線や模様で識別できるようにする。

○ その他の事項

ア 出入口には屋根、又はひさしを設ける。

イ 戸前後に200センチメートル以上の水平面を設ける。

2 通路

指定施設整備基準

- (1) 不特定かつ多数の者が利用する施設に至る通路のうち1以上は、次に定める構造とし、1の項(1)に定める構造の出入口に接続すること。
- ア 有効幅員は、主要な通路にあつては180センチメートル以上とし、その他の通路にあつては140センチメートル以上とすること。
- イ 段を設けないこと。ただし、段を4の項に定める構造に準じたものとし、5の項に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。
- ウ 床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。
- エ 壁面及び柱面の看板及び設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出す場合は、面を取るなどの措置をとること。
- (2) (1)に定める構造の通路以外の通路に段が生じる場合は、4の項に定める構造に準じたものとする
- こと。

整備基準解説

- 基本的考え方
通路とは、出入口から駅舎等のホーム及び便所その他へ至る旅客通路をいう。特に交通機関間のスムーズな乗換えが行えるよう、安全かつ容易に通行できる構造とする。
- (1) 通路の構造
- ア 幅員
180センチメートルは車いす使用者同士がすれ違うことができる寸法である。140センチメートルは車いすが転回するために必要な寸法である。
- イ 段
水処理の関係から多少の段が生じる場合についても、すりつけを行う等障害者、高齢者等の通行の支障とならないよう配慮する。
- ウ 床面
滑りにくい床材を使用する。
- エ 壁面及び柱面の処理
視覚障害者の通行の支障とならないような構造とする。
- (2) (1)以外の通路
4の「階段」の項を参照。

図面番号

➡〔図2-A〕参照

➡〔図2-B〕参照

図 2 - A 駅旅客通路まわりの整備例

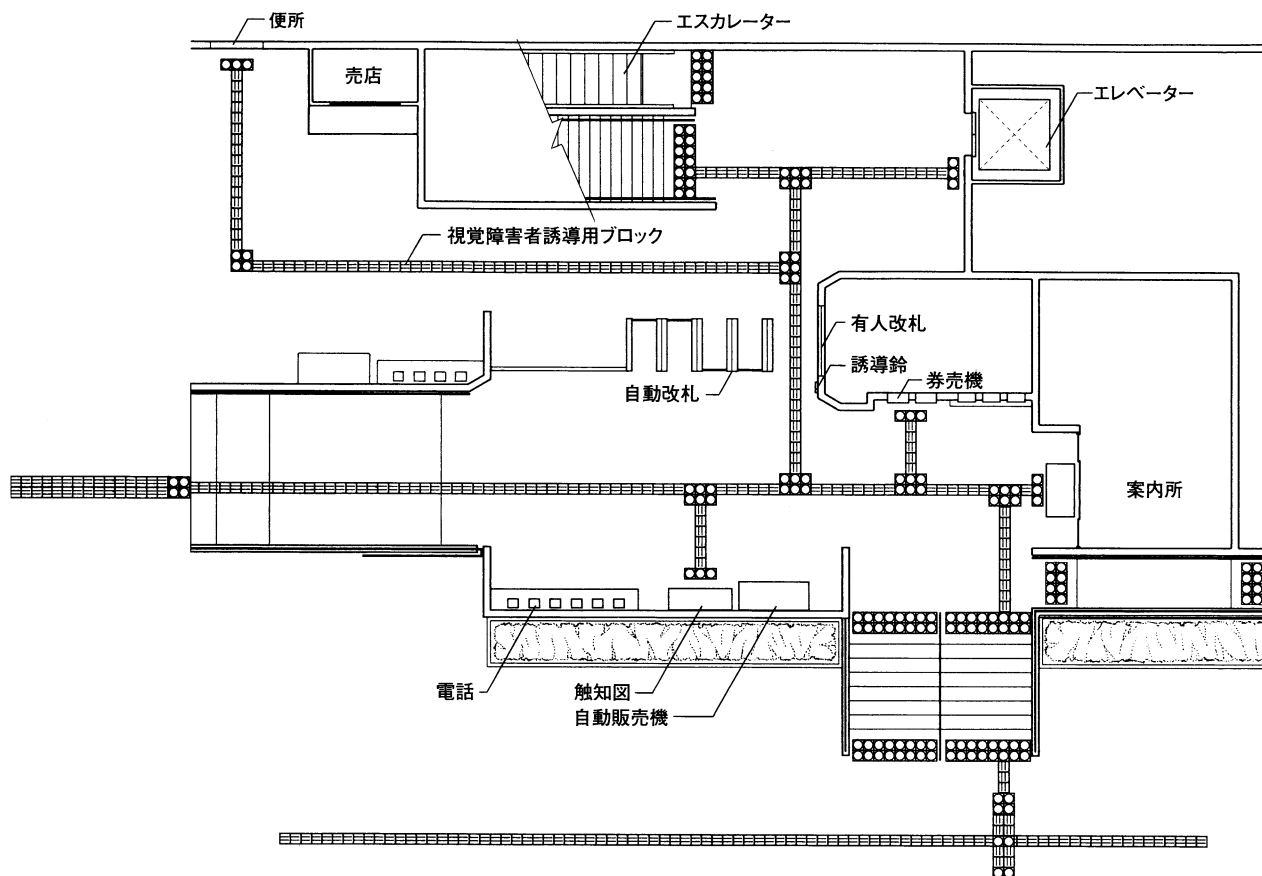
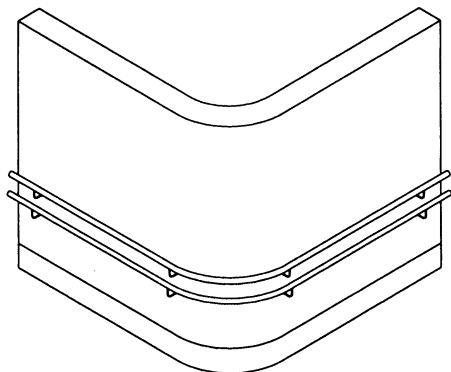
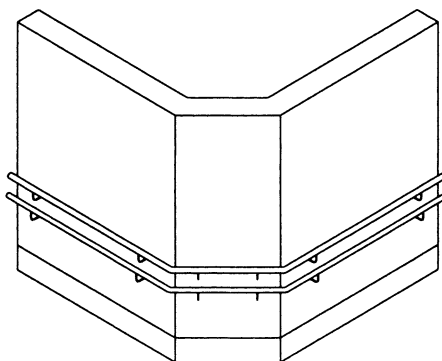


図 2 - B 曲がり角の処理

面取り



隅切り



望ましい水準

(1) 通路の構造

イ 高低差

高低差の生じる場所については、その前後を色の対比等により変化をつける。

○ その他の事項

ア 通路の曲がり角部分は危険防止のために隅切り等を行う。

イ 通路上にコインロッカー、公衆電話、自動販売機等を設置する場合は、アルコーブを設ける等障害者、高齢者等の通行の支障とならないよう配慮する。

3 改札口

指定施設整備基準

改札口のうち1以上は、有効幅員を90センチメートル以上とすること。

整備基準解説

○ 基本的考え方

障害者、高齢者等が支障なく利用できる幅員と構造に配慮する。自動改札の場合は車いす使用者だけでなく、視覚障害者、高齢者や妊産婦等にとっても利用が困難な場合がある。

(1) 構造

幅員の90センチメートルは車いすで通過しやすい寸法である。

望ましい水準

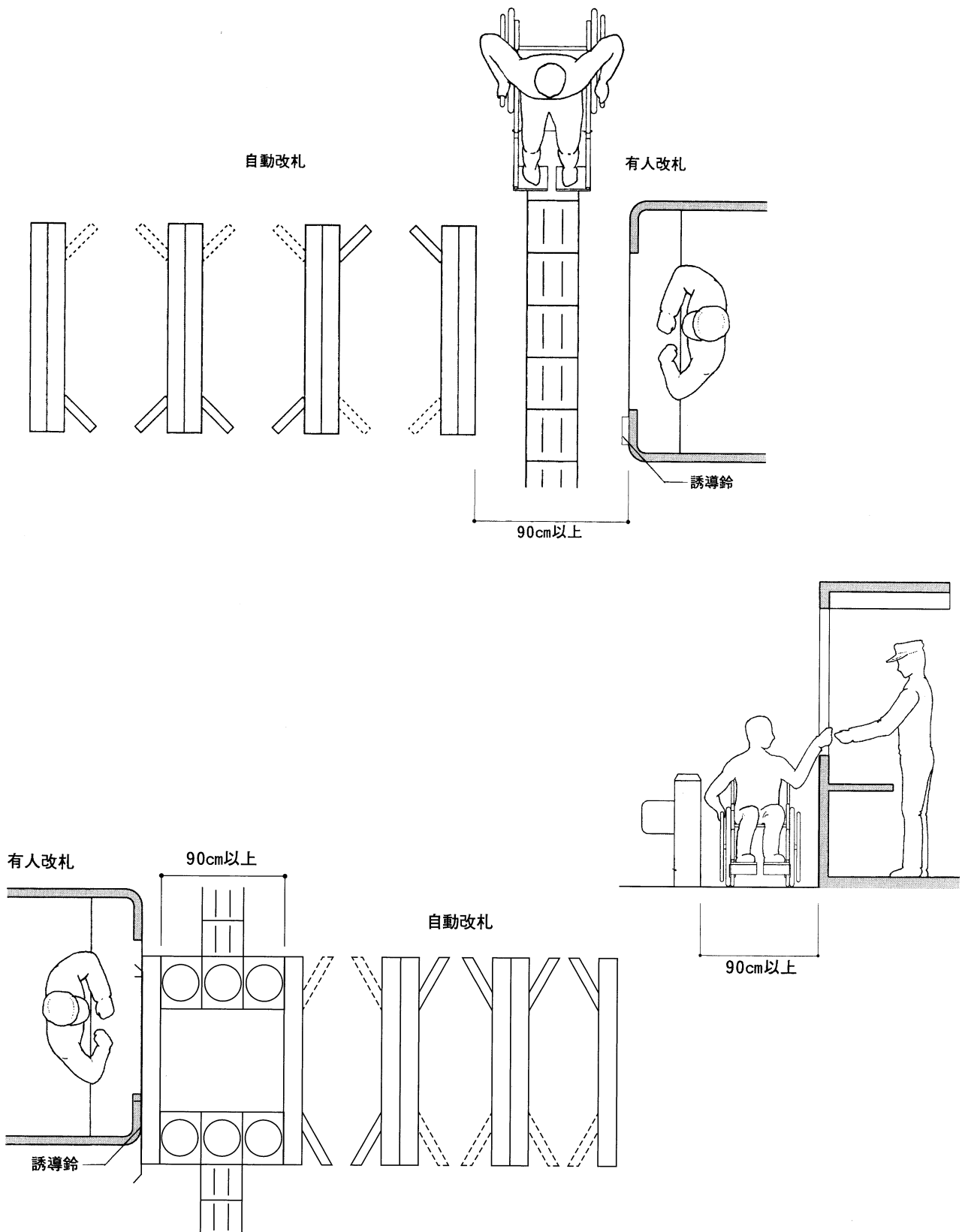
(1) 構造

すべての改札口に1以上の有人の改札口を設け、有効幅員を90センチメートル以上とすること。

図面番号

→[図3-A]参照

図3-A 改札口の整備例



4 階段

指定施設整備基準

階段は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅員は、130センチメートル以上とすること。
- (2) 階段の両側には、6の項に定める構造の手すりを設けること。
- (3) 別表第5の6の項(4)及び(6)から(8)までに定める構造とすること。

整備基準解説

- (1) 幅員
130センチメートルは、松葉杖で階段を昇降できる寸法である。
- (2) 手すり
6の「手すり」の項を参照。
- (3) 階段の形状及び踏面の仕上げ、段鼻、けこみ板の構造
建築物の6の項(4)及び(6)から(8)までを参照。

図面番号

→〔図4-A〕参照

→〔図4-B〕
〔図4-C〕参照

望ましい水準

- (1) 幅員
有効幅員は、150センチメートル以上とする。
- その他の事項
 - ア 各段寸法は踏面30センチメートル以上、けあげ16センチメートル以下、けこみ2センチメートル以下とする。
 - イ 階段側面は両面とも壁であることが望ましいが、壁でない箇所には2センチメートル以上の立ち上がりを設ける。
 - ウ 段を識別しやすいよう十分な照明に配慮する。

図4-A 階段の整備例

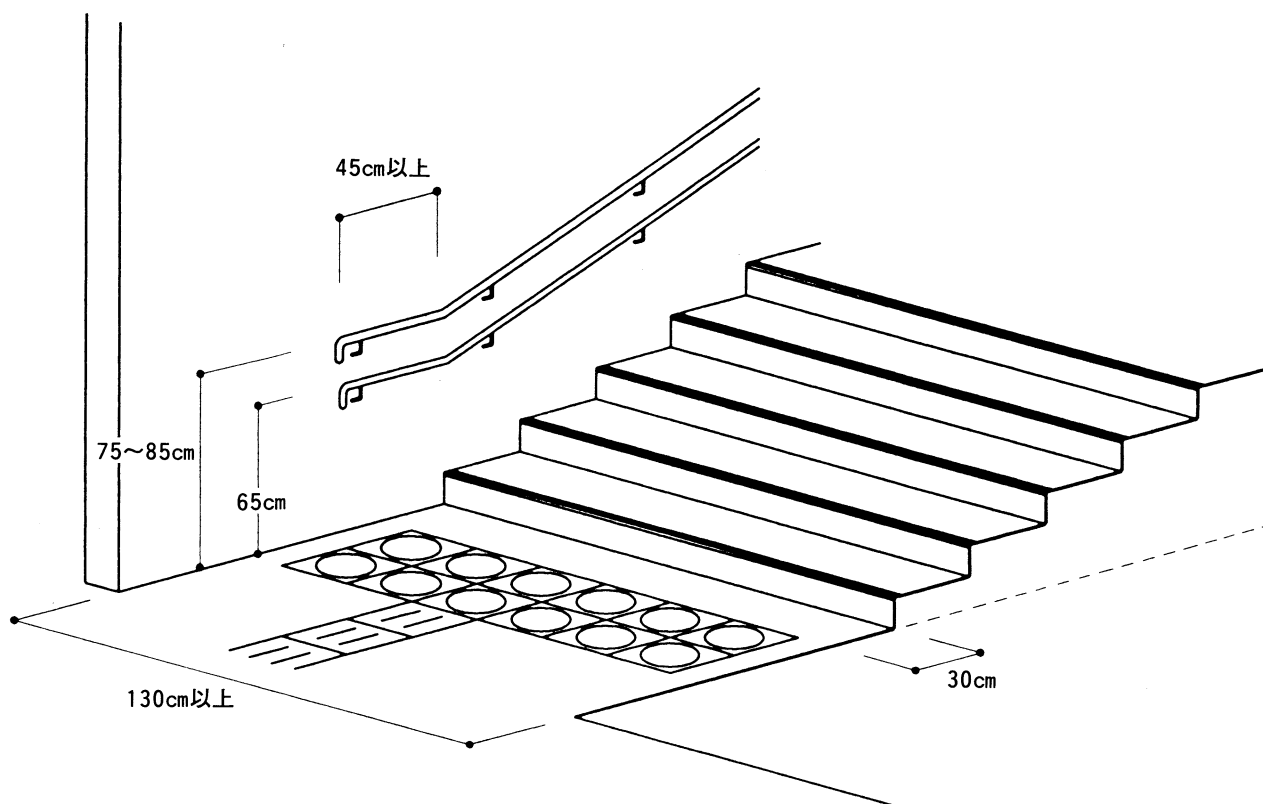


図4-B 段の形状

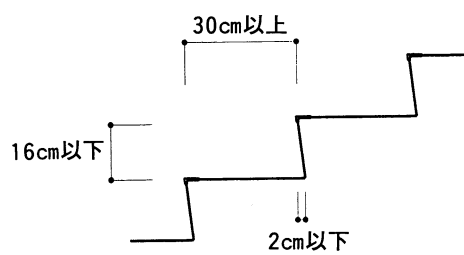
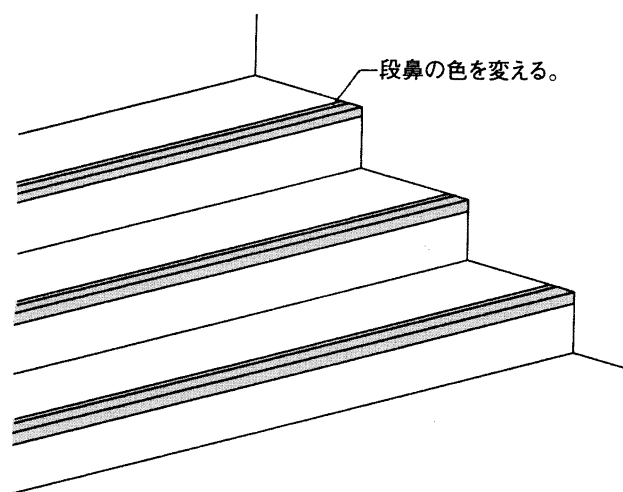


図4-C 段鼻の色の識別



5

傾斜路

指定施設整備基準

1の項(1)に定める構造の出入口及び2の項(1)に定める構造の通路に設ける傾斜路は、次に定める構造とすること。

- (1) 別表第5の7の項(1)ア及び(2)アからオまでに定める構造とすること。
- (2) 必要に応じ、6の項に定める構造の手すりを設けること。

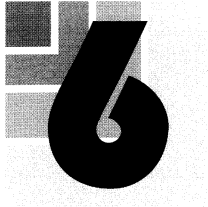
整備基準解説

- 基本的考え方
通路面に段がある場合には傾斜路を設置し、車いす使用者、高齢者を含むすべての人が安全かつ容易に通行できる構造とする。また、傾斜路は一般旅客が常時利用する主要な部分に設け、特別な動線にならないよう工夫する。
- (1) 幅員、こう配の構造
建築物の7の「傾斜路」の項(1)ア及び(2)アからオまでを参照。
- (2) 手すり
6の「手すり」の項を参照。

図面番号

望ましい水準

- (1) 構造
 - ア 有効幅員は180センチメートル以上とする。
 - イ こう配は15分の1とする。



手すり

指定施設整備基準

4の項に定める構造の階段及び5の項に定める構造の傾斜路に設ける手すりは、次に定める構造とすること。

- (1) 高さ75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ65センチメートルのものとの併設すること。
- (2) 別表第5の8の項(1)、(3)及び(4)に定める構造とすること。

整備基準解説

(1) 手すりの段数

低い高さの手すりは子供や高齢者にとって利用しやすい。2段手すりの取り付け方法として、上段、下段の手すりの中心をそろえて設置した場合は、下段手すりの利用者が握りやすいよう、上段は80～85センチメートルとする。なお、2段手すりの設置については、下の段を子ども等が足掛けとすることによる転落事故の防止に配慮する。

(2) 手すりの水平部分、形状及び始末端部の構造

建築物の8の「手すり」の項(1)、(3)及び(4)を参照。

図面番号

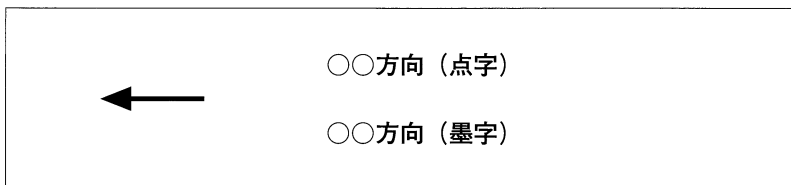
望ましい水準

○ その他の事項

- ア 手すりには必要に応じ点字表示を行う。
- イ 広幅員の階段には必要に応じ中央部に手すりを設ける。

→[図6-A]参照

図6-A 点字表示の例



その方向に何があるかを示す。点字を壁側とし、墨字を併記する。

7 エレベーター

指定施設整備基準

1の項(1)に定める構造の出入口から乗降場に至る経路に高低差があり、5の項に定める構造の傾斜路によって当該高低差が解消できない場合は、1以上の経路に次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、8の項(2)の場合にあっては、この限りでない。

- (1) かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とすること。
- (2) かごの奥行きは135センチメートル以上とし、かごの幅は140センチメートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のものについては、この限りでない。
- (3) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (4) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。
- (5) かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。
- (6) かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。
- (7) かご内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車いす使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。
- (8) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- (9) 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。
- (10) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- (11) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること

整備基準解説

○ 基本的考え方

直接地上に通ずる出入口が複数あり、地上において各々の出入口が地形上、構造上通行が分断される場合は、各々の経路においてエレベーターを設けるよう留意する。

(1) 出入口の幅員

80センチメートルは、車いすで通過できる最低寸法である。

(2) かごの寸法

駅の規模に応じ、大きいサイズのもを設置する。

障害者、高齢者等が円滑に利用できるかご寸法の考え方としては、まず、車いす使用者がエレベーターに乗り込み、かご内で方向を変え前進で降りることができる寸法がある。(社)日本エレベーター協会では、「JEAS-B506車いす兼用エレベーターに関する標準」としてかご内法寸法、間口140×奥行135センチメートル以上の機種をこの対象としている。車いす使用者がエレベーターに前進で乗り込み、後進で降りることができるよう、間口100センチメートル以上を確保する。なお、利用者動線の観点から、貫通型(スルー型)や直角二方向型が有効な場合は、これらの導入を検討する。ただし、かご内の平面形状や乗降ロビーのスペースによっては車いす使用者が利用できない場合もあるため、機種の選定にあたっては、十分な配慮が必要である。

図面番号

→P73

[図9-A]

P75

[図9-B]

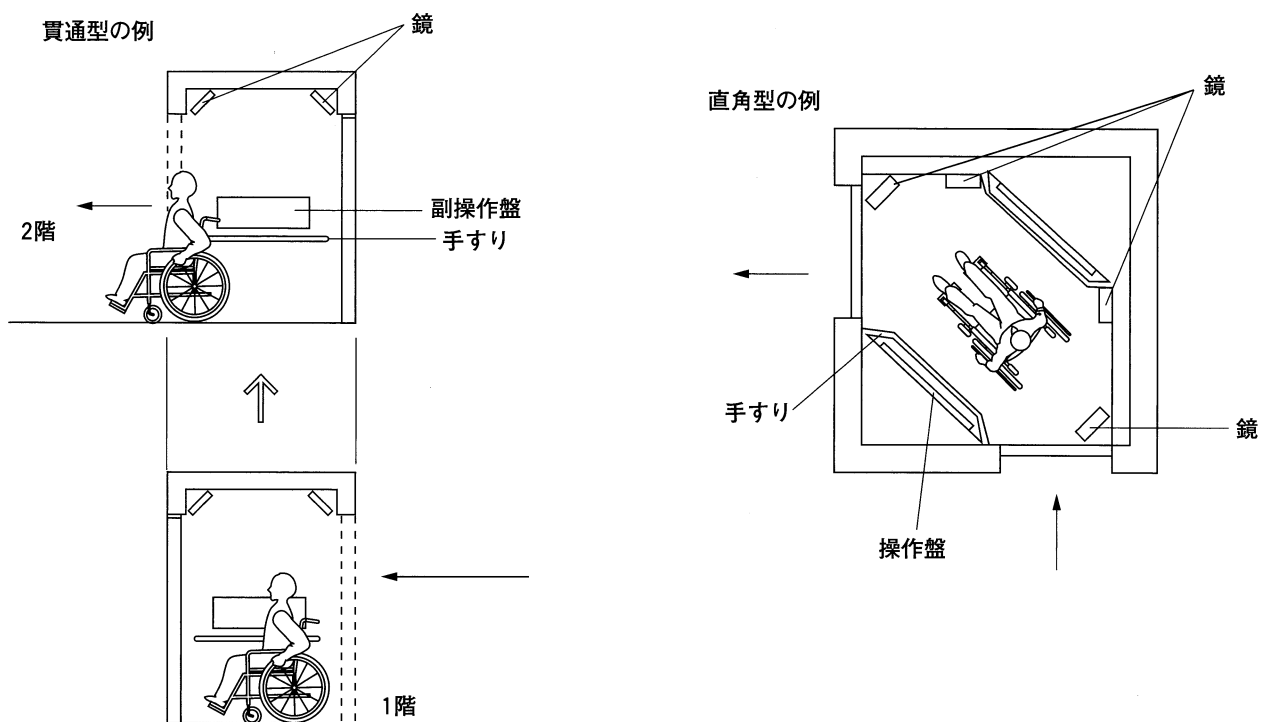
[図9-C] 参照

- (3) かが内の表示装置
聴覚障害者の利用に配慮して、情報提供を行う表示装置等を設置することが望ましい。かが内にかごを停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設ける。
- (4) かが内の音声案内装置
視覚障害者の利用に配慮して、かが内にかごの到着階やドアの閉鎖等を知らせる音による案内を設ける。
- (5) 鏡
かが内には、着床状態及び乗降ロビー側の戸の開閉状態を確認することができる鏡を床上90センチメートル以下の高さから上方へ90センチメートル以上の長さで設ける。なお、出入口が貫通型（スルー型）や直角二方向型の場合には凸面鏡等でもよい。
- (6) 手すり
両側面の壁及び正面壁に設け、握りやすい形状にすることが望ましい。取り付け高さは、75～85センチメートル程度とすることが望ましい。（参考P70⁸(3)）
- (7) 操作盤
車いす使用者の利用に配慮して、かが内の左右側面の側板の中央付近に、副操作盤を床上100センチメートル程度の高さに設ける。点字による表示は、視覚障害者にとって必要である。
- (8) かがの内又は乗降ロビーの音声案内装置
視覚障害者の利用に配慮して、かが内又は乗降ロビーにかごの到着時にドアの開閉や昇降の別等を知らせる音による案内を設ける。
- (9) 乗降ロビーの構造
車いすの待機、転回に支障がないように150×150センチメートル以上の水平な空間を設けることが必要である。
（P184-2コラム「エレベーターロビー付近の安全空間確保の重要性」参照）
- (10) 乗降ロビーの表示装置
聴覚障害者等の利用に配慮して、情報提供を行う表示装置等を設置することが望ましい。乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。
- (11) 外部との連絡
犯罪や事故発生時の安全確保、聴覚障害者の緊急時の対応のため、ガラス窓を設けること等により外部から内部が、内部から外部が見える構造とする。ガラス窓を設置できない場合には、かがの内部から外部を、外部から内部を確認するための映像設備を設ける。外部から内部を確認するための映像設備は、ロビー出入口の上部等見やすい位置に設置する。

望ましい水準

- (1) かが及び乗降ロビーの構造
 - ア かがの内法寸法、間口160×奥行135センチメートル以上とする。
 - イ 緊急時や定員オーバー等の情報伝達手段として視覚による表示を行う。
- (2) 出入口の幅員
出入口の有効幅員は、90センチメートル以上とする。

図7-A 出入口が複数あるエレベーターの例



鏡は、乗降時の後方等の確認ができる位置に設ける。

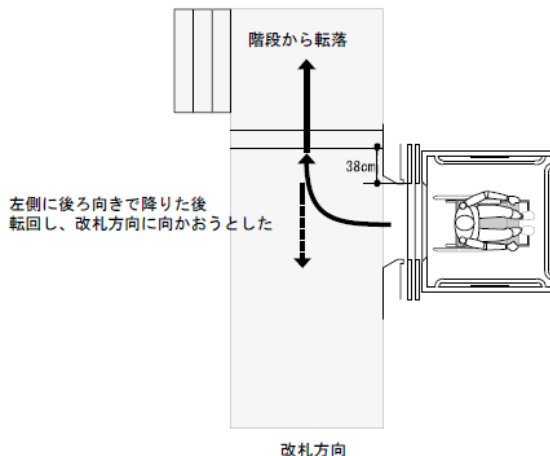
コ ラ ム

エレベーターロビー付近の安全空間確保の重要性

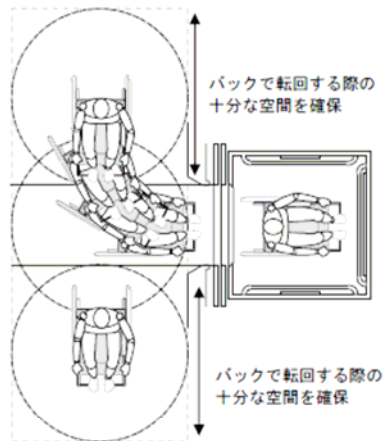
(交通エコロジー・モビリティ財団発行 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン (以下、「バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編」という。)より抜粋)

- エレベーターロビー付近に下り段差等が近接する等の危険な状況をつくりださないこと
 - ・ 車いす使用者は、かご内で転回できない場合には、前進で乗り込み、後退して降りることとなるため、エレベーターを降りた後のロビー空間において車いす使用者が転回できる空間を確保することが重要である。このため、バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編においては、ロビー空間の広さについて、標準的な整備内容として車いす使用者が転回できるよう150cm 以上×150cm 以上の空間を確保すること、望ましい整備内容として電動車いす使用者が転回できるよう180cm 以上×180cm 以上の空間を確保することを示している。
 - ・ しかし、実際の利用状況を鑑みると、電動車いす使用者がエレベーターを出入口の左右に避けながら降りることも想定され、出入口の正面方向のみでなく、出入口の左右方向にも十分な広さの空間を確保する必要がある。
 - ・ このような電動車いす利用者等の利用状況を考慮すると、出入口左右方向に下り段差や下り階段、下りスロープが設置されている場合、電動車いす利用者等が転倒、転落するおそれがある。同様に、肢体不自由者、高齢者、視覚障害者等をはじめ高齢者、障害者等にとっても、エレベーター出入口付近に下り段差や下り階段、下りスロープが近接することは危険であることに十分留意する必要がある。
- X 駅での事故事例
 - ① 事故の発生状況
 - ・ X 駅において、電動車いす使用者がエレベーターに近接する下り階段（2 段）から転落し、死亡する事故が発生した。
 - ・ 事故現場はエレベーターロビー出入口と下り階段が隣接（出入口端から階段まで38cm）しており、電動車いす使用者は、エレベーター前の通路で方向転換する際に当該階段より転落した。
 - ・ エレベーターかご内・出入口幅の寸法はならびにロビー広さは旧移動円滑化基準に適合しており、かつ、旧整備ガイドラインに記載された内容を満たしていた。

<事故発生時の状況>



- ② 事故後の転落防止策
 - ・ 事故発生直後、当該階段への転落を防止するため、階段始端部に転落防止ポールが設置された。
 - ・ その後、エレベーターロビー出入口に近接する下り段差部分を嵩上げし、階段始端部の位置を変更することにより出入口左方向にロビー空間を拡大した。
 - ・ また、階段の存在を注意喚起するとともに退出方向を示している。
- 新設・大規模改良時の配慮事項
 - ① 電動車いすが後向きでエレベーターを降りた後、左右に避け、さらに転回できる範囲を確保するため、出入口左右端からそれぞれ十分な広さの範囲（左右端からそれぞれ電動車いすが転回できる空間の確保を考慮すると180cm 程度）には、下り階段・段差を設けない。
 - ② 正面で転回することも考慮し、正面方向にも十分な広さ（電動車いすの転回を考慮すると180cm 程度）の範囲には下り階段・段差を設けない。
 - ③ 電動車いす使用者がかご内で転回し前進により降りることができる大型のエレベーター（18 人乗り以上等）を設置することや、かご内部で転回することなく利用できるスルー型エレベーターを設置することも有効である。



○ 既存施設等において危険な状況が作られてしまっている場合の対応方策

- ① 上記空間内（出入口左右端から電動車いすが転回できる十分な空間）に下り階段・下り段差がある場合、転落防止策として、転落防止柵等を設ける。
- ② ただし、階段において転落防止柵を設けることにより、本整備ガイドラインで定める階段幅120cmや建築基準法で定める階段幅を確保できない場合など構造上転落防止柵を設置できない場合には、当該エレベーターを利用するために必要な各階乗り口位置及びかご内の車いす使用者に配慮した操作盤近くにおいて注意喚起の掲示を行う（降りた後に下り階段・下り段差が近接する位置とともに安全に降りるために転回すべき方向を示す）。
- ③ なお、旅客施設のエレベーターロビーには、様々な構造が想定されるため、①及び②以外の転落防止策の実施にあたっては、必要に応じて電動車いす使用者の意見を聞き検討する。



エスカレーター

指定施設整備基準

- (1) エスカレーターを設ける場合は、次に定める構造とすること。
 - ア 踏面及び床面は、滑りにくい仕上げとすること。
 - イ 緊急時に操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設けること。
 - ウ くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別しやすい色とすること。
 - エ ステップは、縁部分を識別しやすいように色で縁取りすること。
 - オ 行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。
- (2) 7の項に定める構造のエレベーターを設けることが地形上又は構造上困難な施設には、乗降場ごとに、次に定める構造のエスカレーターを設けること。
 - ア (1)に定める構造とすること。
 - イ 車いす乗用ステップ付きエスカレーターとすること。
 - ウ エスカレーターを操作する者呼び出すための装置を設けること。
 - エ 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。

整備基準解説

- (1) 構造
 - ア 踏面及び床面の材質を滑りにくいものとする。
 - ウ 弱視者がくし板とステップ部分を識別しやすいものとする。
 - オ 進入可能なエスカレーターの乗り口端部において、当該エスカレーターの行き先及び上下方向を知らせる音声案内装置を設置する。
- (2) 車いす乗用ステップ付きエスカレーター
 - イ 車いす乗用ステップ付きエスカレーターは電動車いす（JIS T9203）による利用が可能なものとする。
 - ウ (2)のエスカレーターの利用にあたっては、エスカレーターの運転・操作を行う介助者が必要である。また、呼び出し装置とあわせ、車いす使用者が利用できることを示す案内標示を設ける。

図面番号

→ [図8-B]
[図8-C] 参照

→ [図8-A] 参照

望ましい水準

- その他の事項
 - ア ステップの水平部分は3枚とし、乗降時にはスピードが遅くなるものとする。
 - イ くし板から70センチメートル程度の移動手すりを設ける。
 - ウ 乗降口には、動線の交錯を防止するため、高さ80センチメートル～85センチメートル程度の固定柵または固定手すりを設置する。
 - エ エスカレーターの始末端部では、視覚障害者等へ乗り口、降り口の位置を知らせるための、音声案内装置を設置する。その際には、エスカレーターの行き先及び上下方向が分かるような内容とし、乗り口に近い位置から案内が聴こえるよう配慮する。
 - オ 上下専用エスカレーターをそれぞれ設置する。

図 8 - A エスカレーターの整備例（車いす乗用ステップ付き）

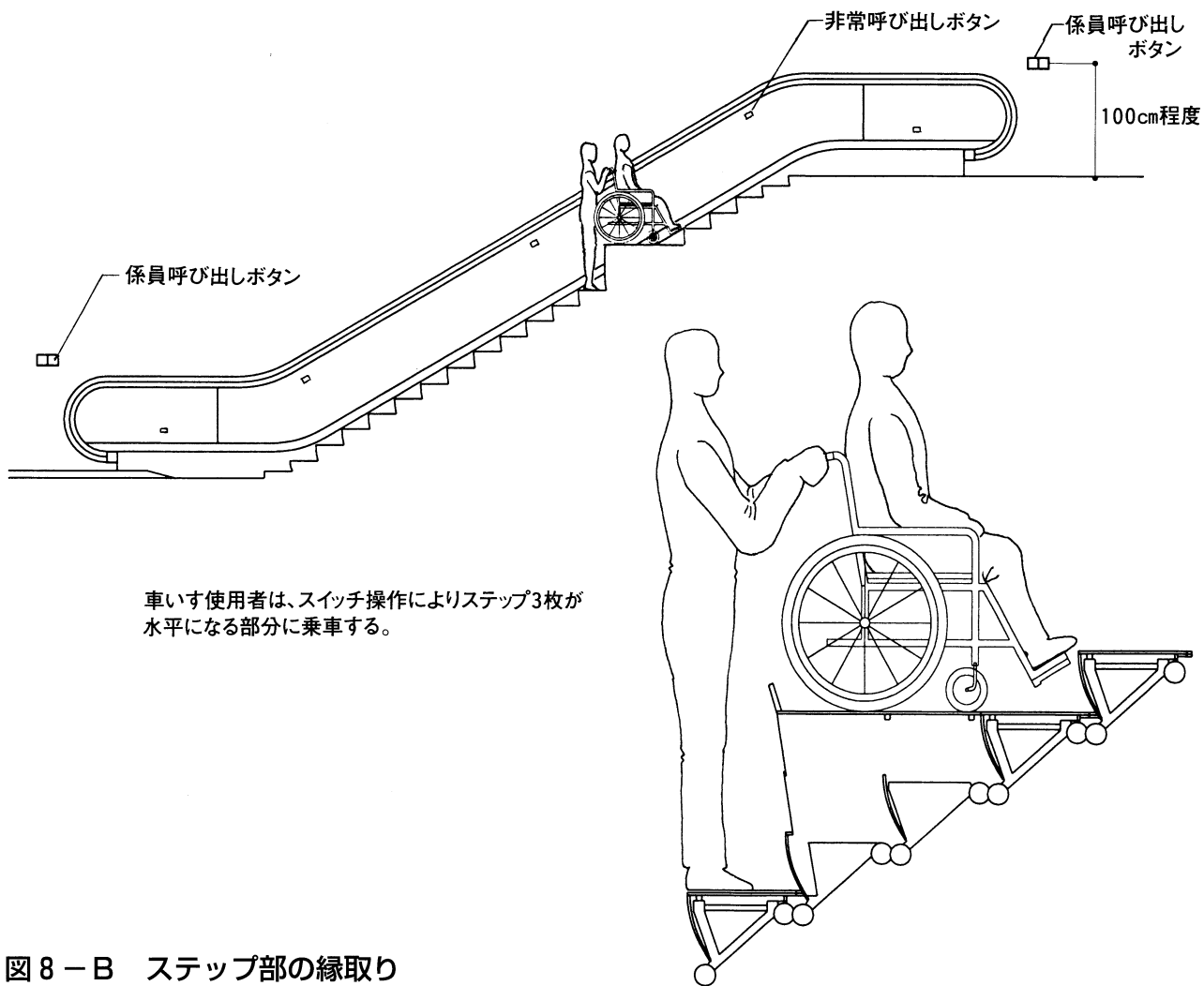


図 8 - B ステップ部の縁取り

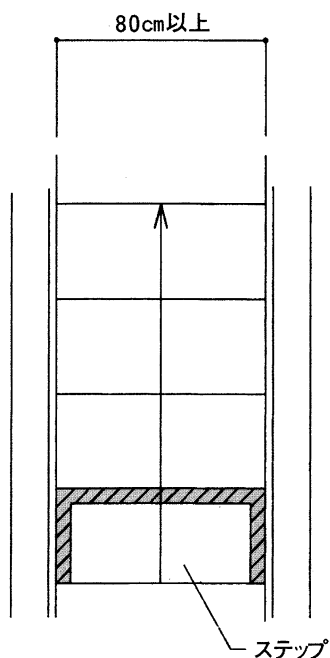
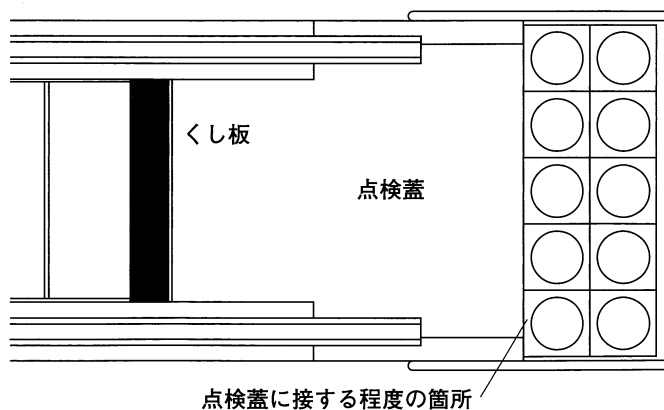
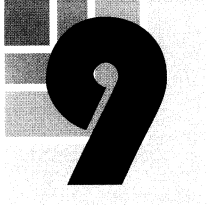


図 8 - C くし板の識別





鉄道の駅のホーム

指定施設整備基準

鉄道の駅のホームは、次に定める構造とすること。

- (1) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) ホームの両端には、転落防止のための柵を設けること。
- (3) ホームと車両とのすき間及び段差は、可能な限り小さくすること。
- (4) ホーム上の設置物は、障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。

整備基準解説

- 基本的考え方
ホームは危険と隣り合わせの空間であることを十分認識し、安全を第一とすることが重要である。
 - (1) 床面
滑りにくい材質とする。
 - (2) 転落防止柵
転落防止柵の高さは110センチメートル以上とする。
 - (3) すき間
すき間及び段差が大きく危険な箇所には注意表示を行う。
 - (4) ホーム上の設置物（売店、ベンチ、ゴミ箱等）は障害者、高齢者等の通行の支障にならないように配置する。

望ましい水準

- その他の事項
 - ア ホーム上にはベンチを設け、障害者、高齢者等が利用しやすいよう配慮する。
 - イ ホームと車両の間にホームドアを設け転落を防止する。

図面番号

→[図9-A]参照

→[図9-B]参照

図9-A ホームの整備例

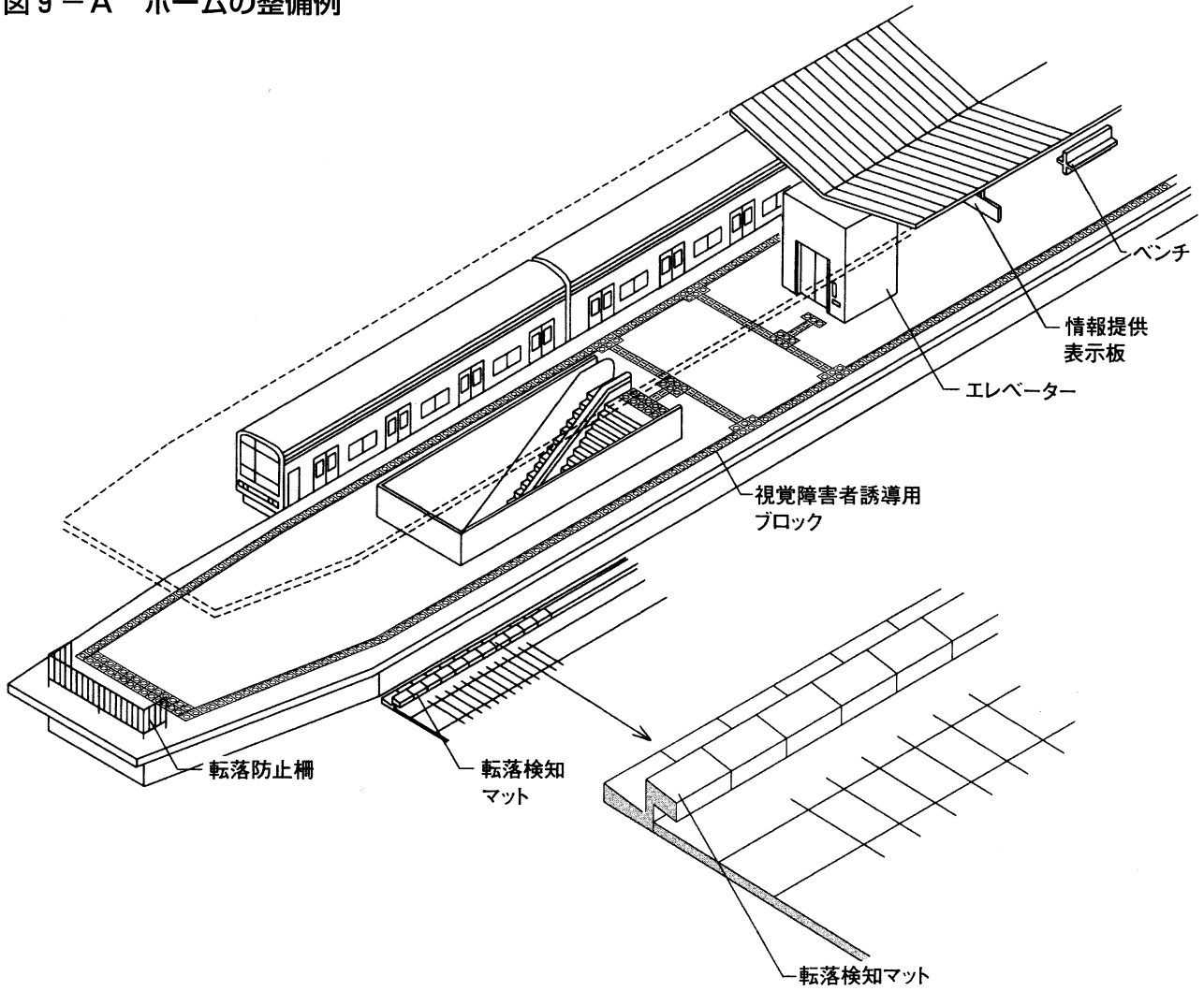
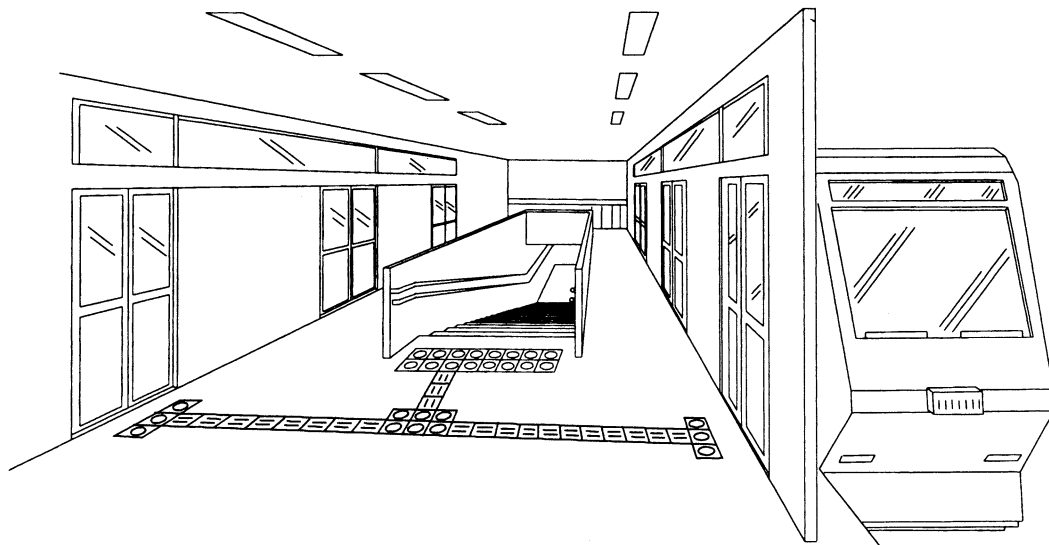


図9-B ホームドアの整備例



10 バス停留所

指定施設整備基準

バスターミナルのバス停留所は、次に定める構造とすること。

- (1) バスの行き先、運行系統、時刻表等の案内標示は、次に定める構造とすること。
 - ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。
 - イ 障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。
 - ウ 障害者、高齢者等に見やすい高さに設けること。
 - エ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。
 - オ 案内標示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。
- (2) 上屋及びベンチを設けること。

整備基準解説

- 基本的考え方
路線バスは最も身近な公共交通機関である。障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できる構造に配慮する。
- (1) 案内標示
道路の6の「案内標示」の項を参照。
- (2) 上屋及びベンチ
障害者、高齢者等が風雨にさらされることなくバス待ちができる空間を確保する。

図面番号

→ [写真10-B]
参照

望ましい水準

- (1) 案内標示
案内標示には点字による表示を行う。
- (2) 上屋
風防付上屋を設ける。
- その他の事項
 - ア バス接近表示システムを設け、バス接近表示システムはバスの行き先、運行系統等を文字や音声で案内する。
 - イ 乗降場の高さは車道から15～20センチメートル、乗降場の幅員は200センチメートル以上とする。

→ [写真10-A]
参照

→ [写真10-B]
[写真10-C]
参照

- 参考
一般のバス停については10の項のバスターミナルのバス停留所に準ずる構造とすることが望ましい。

写真10-A 点字表示のある行き先案内表示



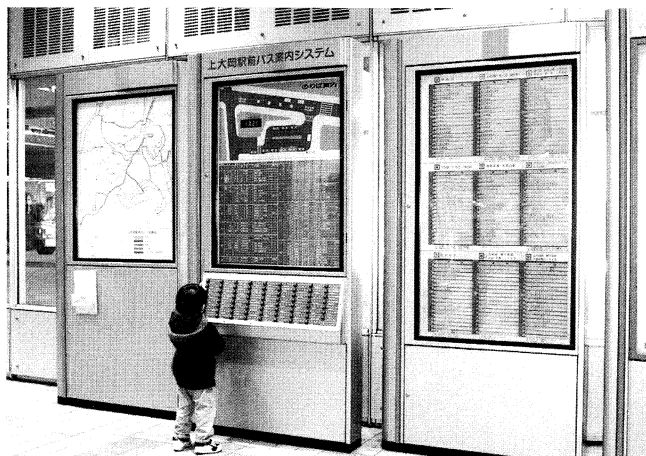
(上大岡バスターミナル)

写真10-B バス接近システム



(市庁舎前バス停留所)

写真10-C バス案内システム



(上大岡バスターミナル)

11

タクシー乗り場

指定施設整備基準

タクシー乗り場は、次に定める構造とすること。

- (1) タクシー乗り場と車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とすること。
- (2) すりつけこう配は、12分の1を標準とすること。
- (3) 上屋及びベンチを設けること。

整備基準解説

- 基本的考え方
すべての人が、安全かつ円滑に利用できる構造に配慮する。
- (1) 段差
車いす使用者の利便性と視覚障害者の安全性の確保の双方を考慮し、歩車道の境界部分の段差を2センチメートルとして最小限残すとともに面取り構造とする。
- (2) こう配
ア 切下げによって生じるこう配の方向は、歩行者の通行動線の方向と一致させる。
イ 12分の1（8パーセント）のこう配が確保できない場合は、8分の1（12パーセント）以下とする。
- (3) 上屋及びベンチ
障害者、高齢者等が風雨にさらされることなくタクシー待ちができる空間を確保する。上屋には障害者、高齢者等に配慮しベンチを設ける。

図面番号

→〔写真11-A〕参照

写真11-A タクシー乗り場の切り下げ



(JR関内駅南口)

12 便所

指定施設整備基準

別表第5の10の項及び11の項に規定する整備基準を準用する。

整備基準解説

- 基本的考え方
車いす使用者対応便房は、車いす使用者を含むすべての人が円滑に利用できる構造とし、男女別に区分された一般旅客用トイレ内に設ける。
- (1) 構造
便所の構造については、建築物の10及び11の「便所」の項を参照。

図面番号

望ましい水準

建築物の10及び11の「便所」の項の望ましい水準を準用する。

13 案内標示

指定施設整備基準

- (1) 公共交通機関の車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下この表において「主要な設備」という。）又は(4)に定める構造の案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。
- (3) 公共用の通路に直接通ずる出入口（鉄道の駅及び軌道の停留所にあつては、当該出入口又は改札口。以下この項において同じ。）の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。
- (4) 公共用の通路に直接通ずる出入口の付近には、主要な設備の配置を表示し、次に定める構造の案内板その他の設備を備えること。ただし、主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
- ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。
- イ 障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。
- ウ 障害者、高齢者等に見やすい高さに設けること。
- エ 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。
- オ 案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。

整備基準解説

- 基本的考え方
案内標示等は車いす使用者、視覚障害者、高齢者、知的障害者等の利用に配慮した構造とする。出入口等の表示は、施設の総合案内として主要な設備を示すとともに、障害者、高齢者等が利用可能な設備の位置の表示を行う。
- (1) 運行情報提供設備
文字情報による設備には、発光ダイオードや液晶等の電光表示板がある。
また、事故等の非常時に改札口や乗降場で、その内容を知らせる手書きの文字情報板が必要である。音声によっても、文字情報で表示する内容と同程度の情報を提供する。
- (2) 標識
標識（ピクトグラム）は日本工業規格 Z 8 2 1 0 に適合するものでなければならない。(3) 視覚障害者に示すための設備
その他の方法により視覚障害者に示すための設備とは、日本工業規格 T 0922 規格にあわせた触知案内板等をいう。
- (4) 案内板その他の設備の構造
- ア 文字
書体は太ゴシック系がよい。記号や図は知的障害者、子ども、外国人等にも分かりやすいデザインとする。
- イ 設置位置
通路等に設置する場合は、通路の幅員に配慮する。また、視覚障害者の通行の支障とならないように設置する。

図面番号

- P 2 0 3
〔写真 15－A〕
〔写真 15－B〕
〔図 15－A〕 参照
- P 9 9
〔図 15－A〕 参照
- 〔図 13－A〕 参照
- P 9 9
〔図 15－C〕 参照

ウ 高さ

案内板表示面の高さは、平均的視点の高さと仰角から、床面より 50～200 センチメートル程度の範囲とする。この基準は利用者が板面から 100 センチメートル程度の距離から見ることを想定している。

エ 照明

夜間の判読性を高めるため、照明を近接して設ける。この際反射による判読性の低下に注意する。

オ スペース

案内標示の前には車いす使用者が回転できるスペースを設ける。

→P101

〔図15-D〕参照

望ましい水準

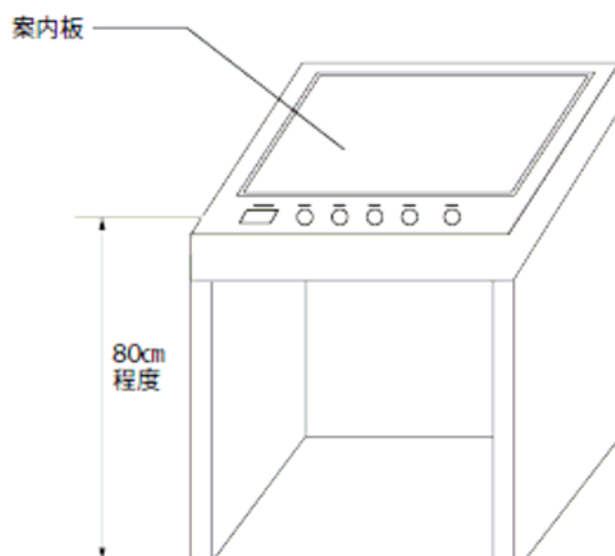
(4) 文字

漢字表記については、必要に応じひらがなを併記する。

○ その他の事項

点字案内板及び触知図案内板には、駅の案内窓口等につながるインターホンを設置する。

図 13-A 音声触知図案内板の設置例



14

視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備

指定施設整備基準

- (1) 次に定める場所には、別表第3の3の項(2)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
- ア 出入口から主要な通路、エレベーター、券売機、出札口、改札口又は乗降場に至る連続した経路
 - イ 階段等及びエスカレーターの始末端部に近接した床面等の縦断こう配が急激に変化する場所
 - ウ 鉄道の駅のホームの縁端及び両端
 - エ 券売機、便所及び点字案内板の正面に至る経路
 - オ バス停留所及びタクシー乗り場の乗車口
- (2) 3の項に定める構造の改札口の1以上には、音により視覚障害者を誘導する装置を設けること。

整備基準解説

視覚障害者誘導用ブロックの構造は道路の一般都市施設整備基準3の「視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備」の項(2)を参照。

(1) 敷設場所

ア 連続した経路の敷設

駅舎等の出入口から乗降場まで、視覚障害者が安全かつ確実に到達できるよう連続して誘導を行う。連続した経路にエレベーターがある場合は、乗降ロビーの乗り場ポタン前に敷設する。

イ 階段等の敷設

敷設にあたっては、踏み越すおそれのない敷設幅を確保する。

ウ ホーム

ホームの縁端から80センチメートル以上の位置に点状ブロックを敷設する。

危険を知らせる箇所（ホーム、階段等）は黄色とするが、通路や平面上を水平に歩く安全な箇所に関しては、路材に対し、対比効果が発揮できる限りにおいて、黄色が困難な場合には黄色以外の色彩とすることができる。また、利用者が混乱しないよう連続した経路に関しては統一された色を使用する。

エ 券売機、便所及び点字案内板

券売機、便所、点字案内板及び触知図案内板の正面に至る経路に連続して視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。

オ バス停留所及びタクシー乗り場

乗車口の正面に至る経路に連続して視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。

カ 敷設にあたっての留意点

(ア) 視覚障害者誘導用ブロックが識別しやすいよう周辺の床材をレンガやインターロッキング等とする場合、目地部にも段差が生じないように施工する。

(イ) 通路等に連続して敷設する場合は、通路の中央部に敷設し、かつ壁面等から通行の支障とならない距離を確保する。

(2) 音による誘導

誘導鈴等に用いられる断続音は、遠方から駅入口の位置・方向を認知するために有効であり、さらに、改札口に誘導鈴等を設けることにより円滑に誘導することができる。

図面番号

→〔図14-A〕
〔図14-B〕参照

→〔図14-C〕参照

→〔図14-D〕
〔図14-H〕
〔図14-I〕参照
→〔図14-E〕参照

→〔図14-J〕参照

→〔図14-K〕参照

図14-A 30cm角視覚障害者誘導用ブロックの構造と敷設方法

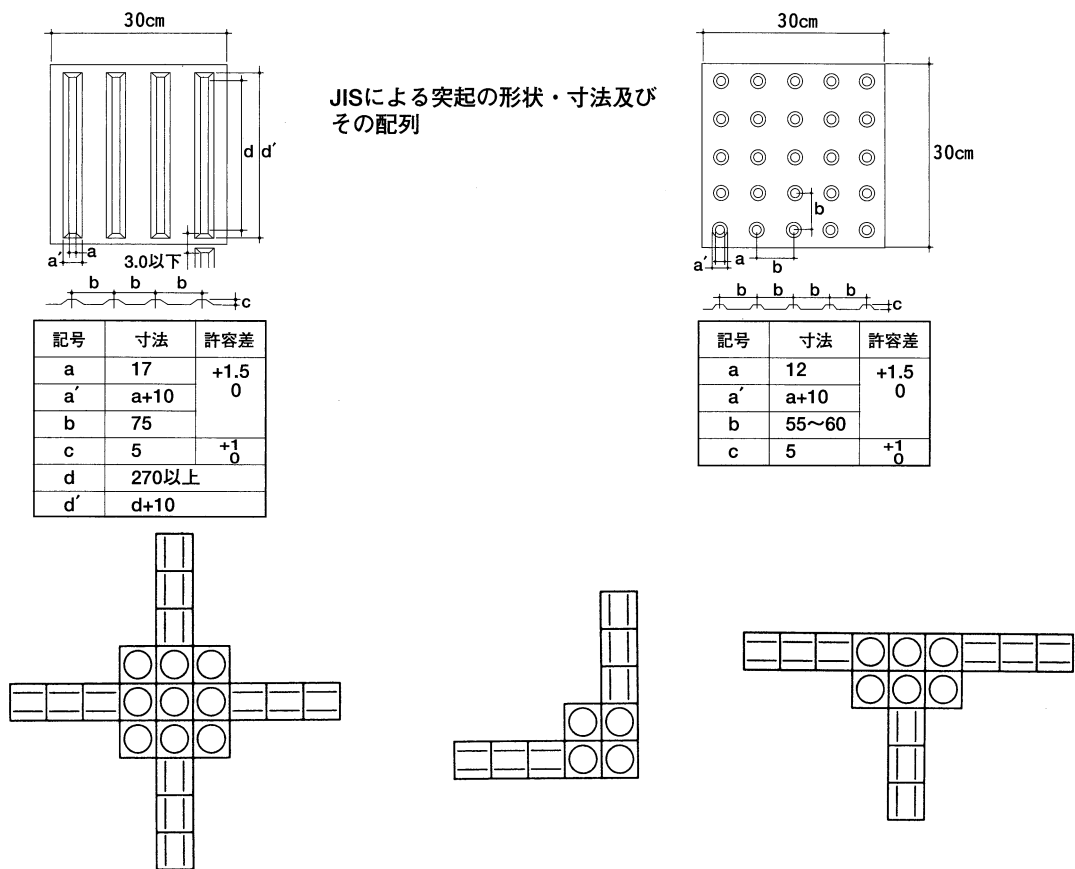
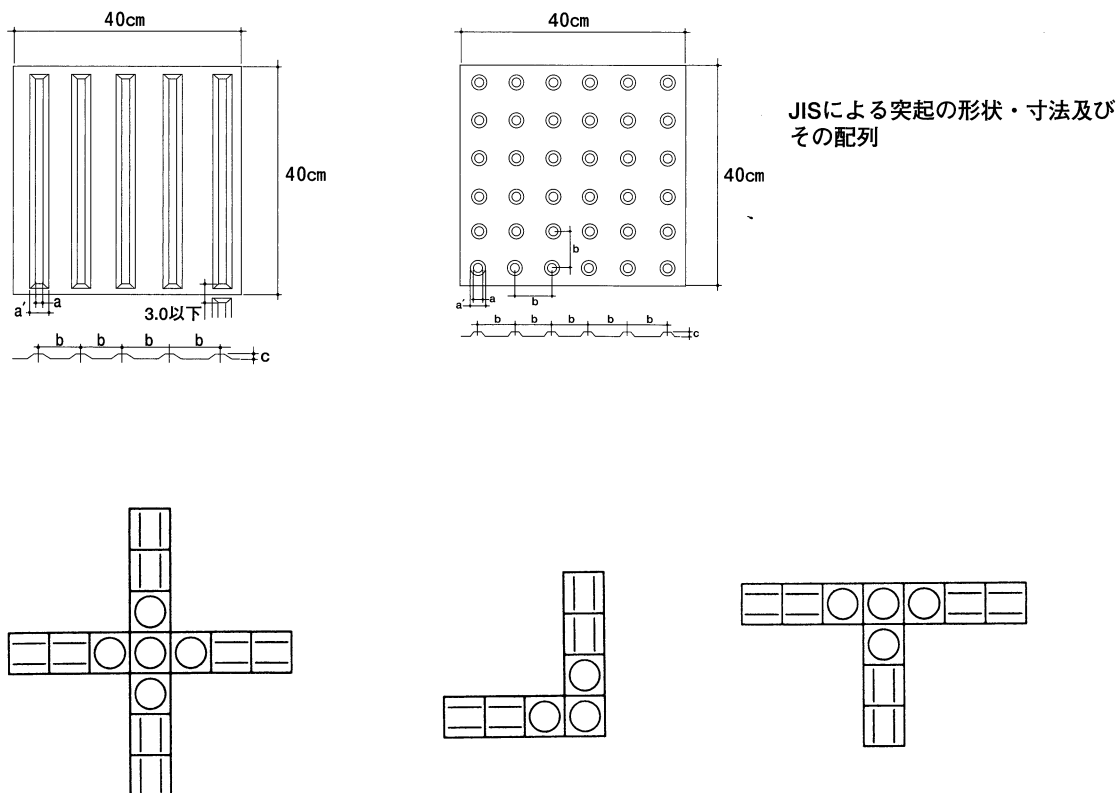


図14-B 40cm角視覚障害者誘導用ブロックの構造と敷設方法



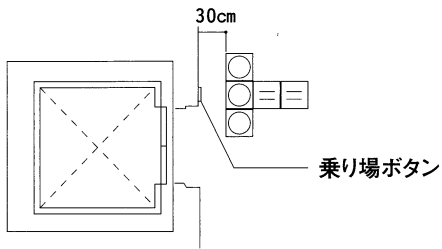
望ましい水準

- (2) 音による誘導
 - 1の項に定める出入口のうち1以上は誘導鈴や音による誘導装置を設ける。
- その他の事項
 - ア コインロッカー、公衆電話、自動販売機等は視覚障害者誘導用ブロックに支障しない場所に設置する。
 - イ ホームの新設及び改修時には、プラットホーム縁端警告用内方表示ブロック（ホーム縁端警告ブロック）を敷設する。

図面番号

→〔図14-F〕
〔図14-G〕参照

図14-C エレベーターまわりの敷設例



乗り場ボタンには、点字表示をあわせて行う。

図14-D 階段まわりの敷設例

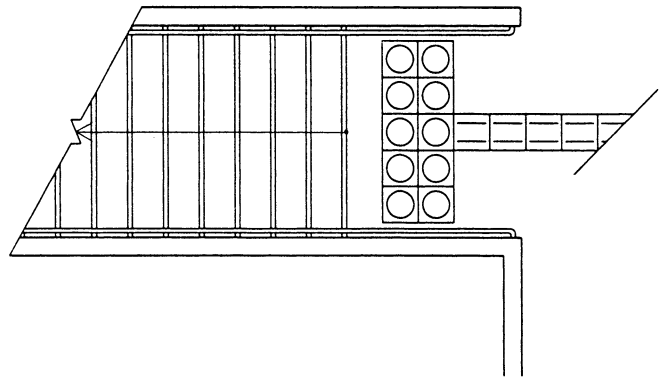


図14-E ホーム縁端の敷設例

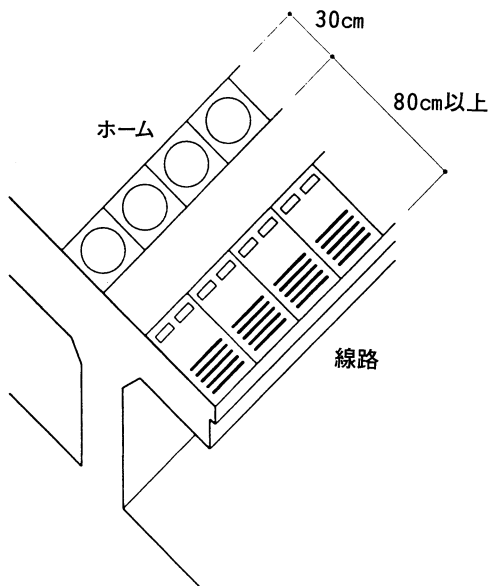
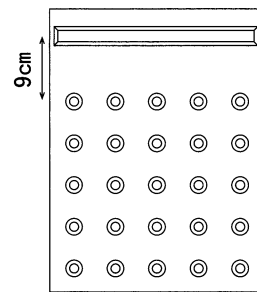


図14-F プラットホーム縁端警告用内方表示ブロック (ホーム縁端警告ブロック) の構造



- ・点状突起の形状・寸法及び配置は、JIS T9251規格に準じる。
- ・内方線の形状及び寸法は、JIS T9251規格の線状ブロックの線状突起に準じる。
- ・内方線の中心と点状突起の中心との間隔は、原則として、9cm程度とする。

図14-G ホーム縁端警告ブロックの敷設例

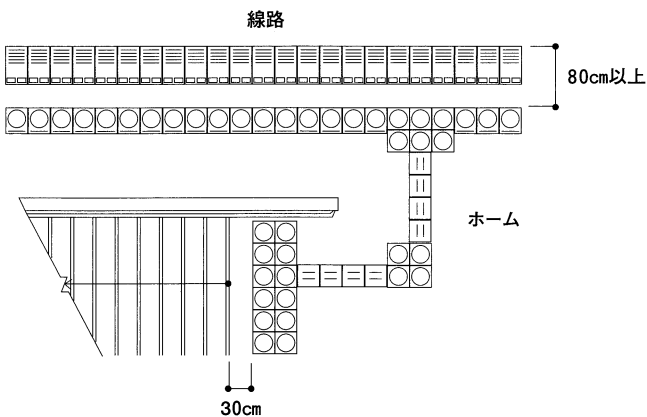


図14-H エスカレーターまわりの整備例

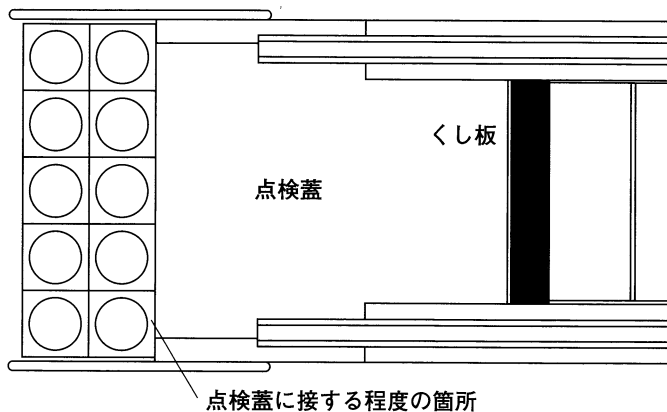


図14-I 傾斜路まわりの整備例

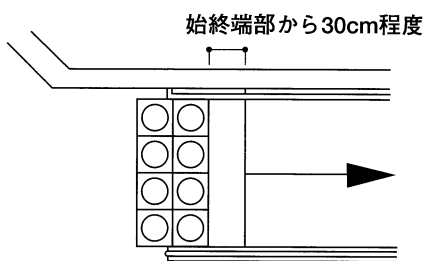


図14-J 券売機まわりの敷設例

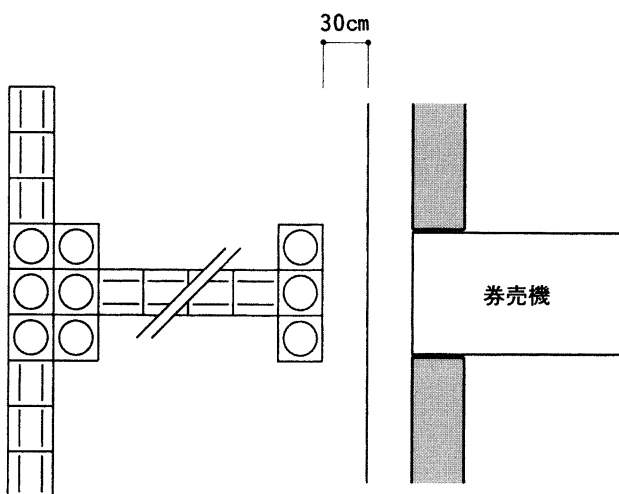
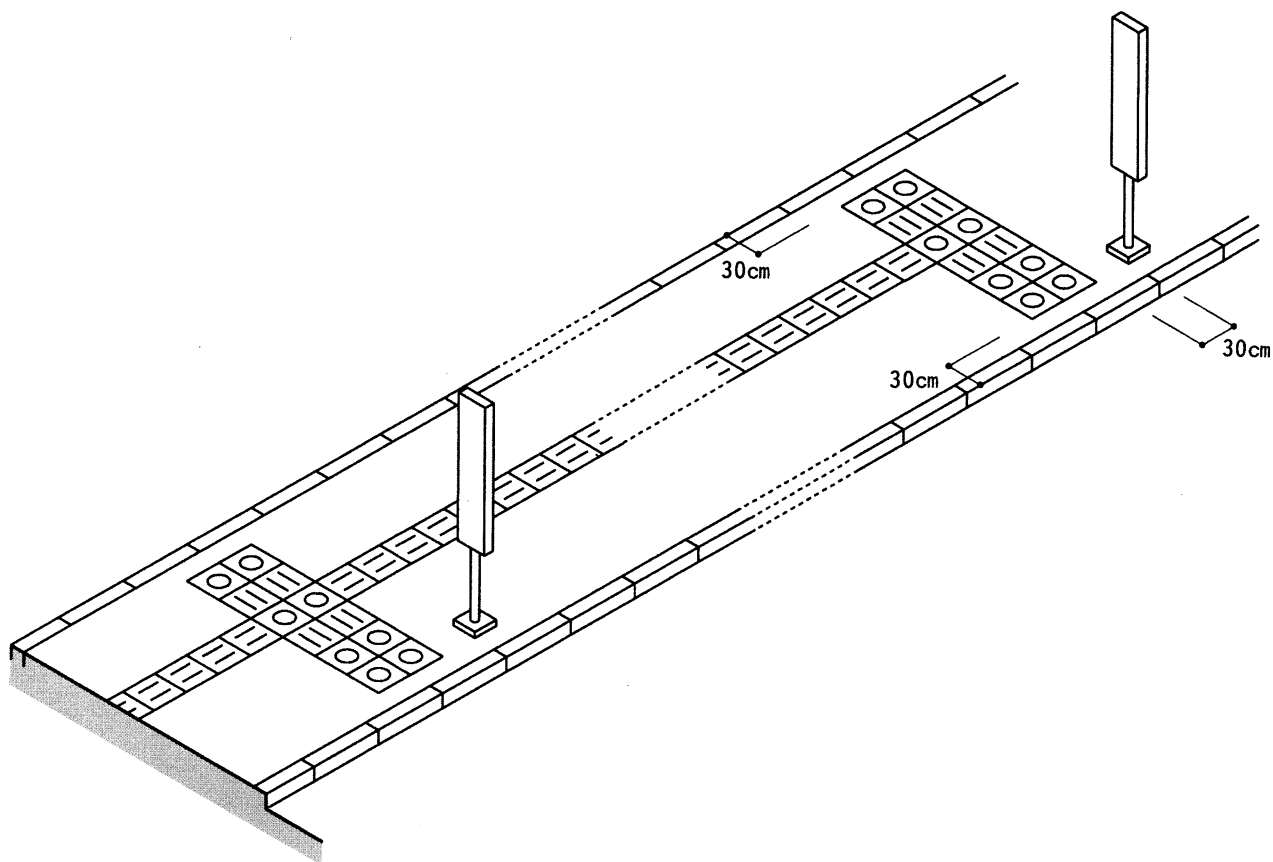


図14-K バス停まわりの敷設例



15

聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備

指定施設整備基準

主要な通路、乗降場及び出札口、案内所等のカウンターには、それぞれ1以上文字により情報を表示するための設備を設けること。

整備基準解説

○ 基本的考え方

聴覚障害者等が駅舎等構内の施設を支障なく利用できるよう、案内設備等に配慮する。文字情報を表示するための設備には、発光ダイオードや液晶等の電光表示板がある。また、事故等の非常時に改札口や乗降場で、その内容を知らせる手書きの文字情報板が必要である。

望ましい水準

○ その他の事項

- ア 電話機は聴覚障害者用音量増幅器を取り付ける。
- イ 公衆ファクシミリを設ける。

図面番号

→[写真15-A]
[写真15-B]
[図15-A]参照

写真15-A 改札口の電光表示板



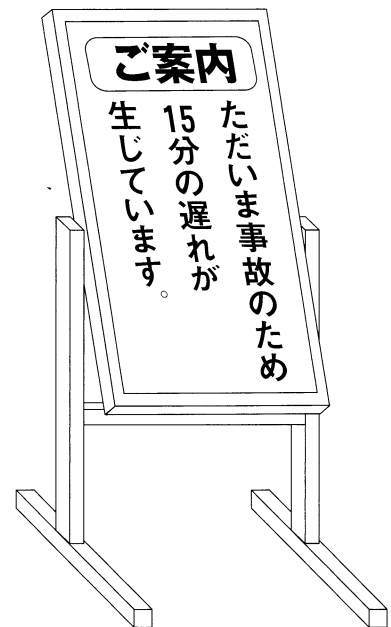
(みなとみらい線 馬車道駅)

写真15-B ホームの電光表示板

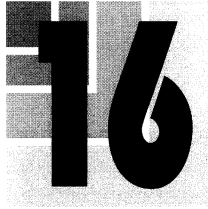


(みなとみらい線 馬車道駅ホーム)

図15-A 手書きの文字情報板の例



ホワイトボードや黒板などで事故や緊急の情報を掲示する。



警報設備及び避難口誘導灯

指定施設整備基準

別表第5の18の項に規定する整備基準を準用する。

整備基準解説

- (1) 構造
建築物の18の「警報設備及び避難口誘導灯」の項を参照。

図面番号

望ましい水準

建築物の18の「警報設備及び避難口誘導灯」の項を準用する。

17

附帯設備

指定施設整備基準

- (1) 券売機を設ける場合は、1以上を障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設け、次に定める構造とすること。
 - ア 前面には、車いす使用者が円滑に利用できるような十分なスペースを確保すること。
 - イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、障害者、高齢者等が円滑に利用できるような構造とすること。
 - ウ 操作ボタンは、点字による表示を行うこと。
- (2) その他の設備については、別表第5の19の項及び別表第7の7の項(1)に規定する整備基準を準用する。

整備基準解説

○ 基本的考え方

駅舎等の券売機は、障害者、高齢者等が利用する際に操作方法が簡易で分かりやすい装置とする。公衆電話を設置する駅舎等においては、車いす使用者やその他の障害者などが利用することができる公衆電話を分かりやすい場所に設置する。水飲み、ベンチ、構内売店はできるだけ計画的に配置し、障害者、高齢者等が利用しやすい構造とする。

(1) 券売機

- ア 金銭投入口及び運賃ボタン、取消ボタン、呼び出しボタン等の高さは110センチメートル程度以下とする。
- イ 券売機のカウンター下部は、車いす使用者が利用しやすいように、下端60～70センチメートル程度、上端70～75センチメートル程度とし、車いす使用者が利用しやすいよう、けこみを設ける。
- ウ 操作ボタンの点字表示とあわせ点字の料金表を券売機から手の届く位置に設置する。

(2) その他の設備

- ア カウンター、記載台、公衆電話台等、水飲み、自動販売機建築物の19の「附帯設備」の項を参照。
- イ ベンチ
公園の7の「附帯設備」の項(1)を参照。

図面番号

→〔図17-A〕参照

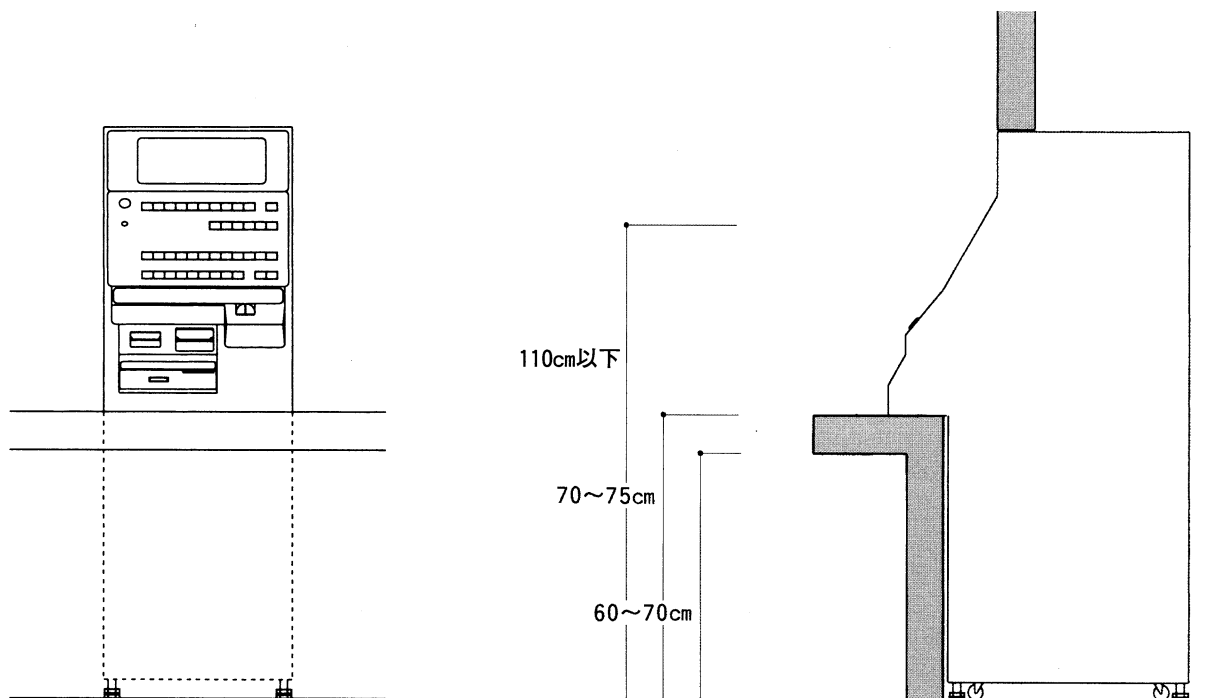
→〔図17-B〕
〔図17-C〕参照

望ましい水準

(1) 券売機

操作内容及び状況を音声で知らせる装置を設ける。

図17-A 券売機の整備例



操作ボタンには、点字による表示を行う。

図17-B カウンター、記載台の整備例

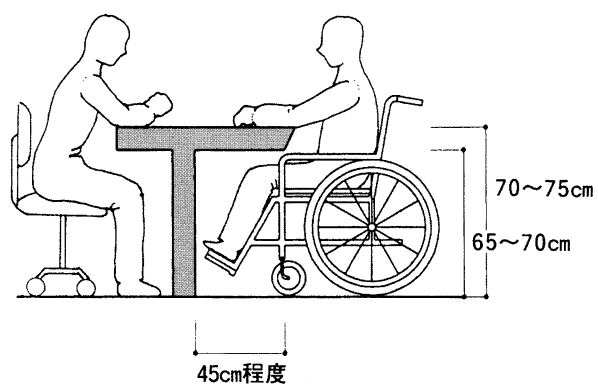


図17-C 電話台の整備例

